みなさんの健康づくり、応援します!

# ZUM



発行 NTPグループ健康保険組合 ☎(052)683-5965(代)

#### **\224**号で/

## 知ってほしいことは3っ!

- 1 2022年度決算報告
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用
- 3 2023年10月始動「年収の壁・支援強化パッケージ」

# イズミのお役立ちクイズ

### 問題

# マイナ保険証って

なーんだ?



医療機関や薬局で、カード リーダーにスッと置いたら、 あっという間に受付完了!







- ✓ マイナンバーカードを申請していない方は、 早めに申請しておきましょう。
- ▼ マイナンバーカードをお持ちの方は、健康保 険証利用の登録を行いましょう。

# 答えは

知ってほしいこと







# 納付金、医療費の負担重く 4年連続の赤字決算に



# 健康保険決算



人間ドック自己負担金等の雑収入など 0.6億円 -

経常収入

26.9億円

みなさんと会社から 納めていただいた

健康保険料

26.3億円

前年差 ▲1.0億円

経常支出

27.9 億円

高齢者等の 医療制度への 納付金

11.3億円

みなさんの医療費 **15.2**億円 などに使われた 保険給付費 ( 前年差 )

〈納付金一人あたり約22万円〉

健康づくり事業に使われた 保健事業費など 1.4億円

今後、納付金の負担が増えると 現状の健康保険料ではまかなえず みなさんの保険料が上がるかも

2022年度

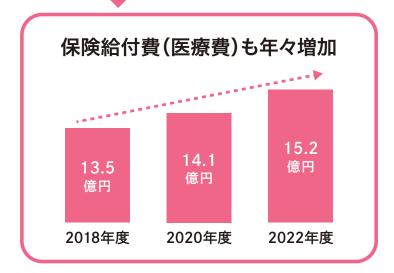
一時的に納付金が減少



2025年度

75歳以上の人口が全人口の2割近くに

納付金の負担増





介護保険料3.11億円

介護納付金2.79億円

国に納める介護納付金は、健保組合ごとに毎年度決められますが、この額によって、みなさん(40歳以上)と会社から納めていただく介護保険料の料率を見直しています。



# マイナンバーカードの健康保険証利用

# マイナ保険証 病院や薬局で使ってみよう



#### マイナ保険証を使うとこんないいことが

●よりよい医療が受けられる

特定健診や診療、薬剤処方の情報を医師等と共有できる ※本人が同意した場合のみ

- ●健康管理に役立つ マイナポータルで自分の健康管理情報を閲覧できる
- ●各種手続きが便利になる
  - ・医療費控除の確定申告が簡単に
  - ・限度額適用認定証が不要に



### さっそく手続きを!

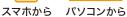
(1) マイナンバーカードがない方は 🔰 マイナンバーカードを取得

#### 申請 ※以下から選択

オンライン申請







証明写真機から





#### 受け取り

ハガキが届く ▶ 受け取りに行く





#### \ 詳しくはこちら /



マイナンバーカード 総合サイト

## 2 マイナンバーカードがある方は 健康保険証利用の登録(マイナ保険証の作成)

スマホから

※以下から選択(下記のほか、市区町村の窓口でも登録可)

#### 医療機関等で

医療機関・薬局の 顔認証つき カードリーダーから 登録



#### 下記3つを準備

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル のインストール はこちらから



iOS版

Android版

#### STFD1

「マイナポータル」を起動する。

#### STEP2

「申し込む」をタップする。

#### STEP3

利用規約等に同意する。

#### STEP4

マイナンバーカードを読み取る。

#### セブン銀行ATMで

必要なものは マイナンバーカードのみ!

#### ATM画面

マイナンバーカード での手続き



健康保険証利用の申し込み



2023年10月始動「年収の壁・支援強化パッケージ」

# 収入超過が一時的なら 被扶養者とみなすことに

国の施策「年収の壁・支援強化パッケージ」により、扶養認定上の収入限度額※以上になっても、それが一時的な収入変動による場合、原則として「連続2回」まで引き続き健保組合の被扶養者とみなす特例措置が実施されています。 ※130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)

詳しくは 年収の壁・支援強化パッケージ(厚生労働省) | Q

対象者

一時的な収入変動により収入超過したが、 雇用契約上は収入が扶養認定上の収入限度額内におさまる方

必要な証明書類

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る 事業主の証明書

適用開始日

2023年10月20日



## 「一時的な収入変動」とは こんなケースです

- ●勤務先の人手不足で業務が増え、労働日数 が増えた
- ●勤務先の業績が好調で労働時間が延びた など

※扶養認定は総合的に判断するため、収入変動に係る証明書類の提出をもって必ずしも認定されるとは限りません。





適用外 基本給が 上がった

今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、特例措置の適用外です。